

新型コロナウイルス感染症罹患による出欠の取り扱いについて

滋賀県立大津商業高等学校

新型コロナウイルスによる出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と、学校保健安全法施行規則で定められています。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。「発症した後5日」は、発症した日を0日として扱い、最短でも発症した後5日間(合計6日間)は出席停止となります。「軽快した後1日」は、軽快した日を0日として扱い、その後1日は出席停止となります。

なお、簡易検査キットによる陽性反応では出席停止扱いになりません。必ず医療機関を受診してください。

	発症0日	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	発症後6日	発症後7日
例①	発熱 出席停止	軽快 出席停止	軽快後1日 出席停止	軽快後2日 出席停止	軽快後3日 出席停止	軽快後4日 出席停止	登校可能	登校可能
例②	発熱 出席停止	発熱 出席停止	軽快 出席停止	軽快後1日 出席停止	軽快後2日 出席停止	軽快後3日 出席停止	登校可能	登校可能
例③	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	軽快 出席停止	軽快後1日 出席停止	軽快後2日 出席停止	登校可能	登校可能
例④	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	軽快 出席停止	軽快後1日 出席停止	登校可能	登校可能
例⑤	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	軽快 出席停止	軽快後1日 出席停止	登校可能

上記表を参考に、以下の報告書を提出してください。なお、提出にあたり次のことをご確認ください。

- ① 定期考査の日程に重なる場合は、考査最終日の翌日から始まる追考査までに提出してください。
ただし罹患状況によっては、協議の上、別途提出期限を定めます。
- ② ①以外の場合は、生徒の登校が可能になってから1週間以内に提出してください。
- ③ ①②ともに、以下の報告書と合わせて、本人の名前が明記されているaまたはbを添付してください。
 - a) 新型コロナウイルス感染症の罹患がわかる薬の説明書または処方箋の写し
 - b) 医療機関における検査結果の写し

新型コロナウイルス感染症罹患による出席停止報告書

発症した日（発熱などの症状がみられた日）	令和 年 月 日
医療機関受診日	令和 年 月 日
受診した医療機関（病院・医院の名称）	
軽快した日	令和 年 月 日
添付書類の種類（○をつけてください）	a. 薬の説明書または処方箋の写し b. 検査結果の写し

滋賀県立大津商業高等学校長 様

医師の指示に従い、上記のとおり自宅療養したことを報告します。

令和 年 月 日

年 組 番 生徒の名前（自署）

保護者等の名前（自署）